立教大学

立教税理士会寄附講座　企画講座3「租税と税理士制度」

平成平成29年10月23日 第5回

法人税の基礎

～税理士は見た！成功する社長と失敗する社長はここが違う！

担当　：　冨永英里

目次

立教大学

- 自己紹介
- 統計資料からみる租税収入・法人税収入・税務調査等
- 法人税の各国比較
- 法人税の計算の仕方
- 税務調査
- 税理士は見た！成功する社長と失敗する社長はここが違う

◆自己紹介

立教大学

○　大学は法学部、大学院は法学研究科
○　大学時代のサークルは「法学研究会」
○　メディア出演→大学４年生のとき大原簿記学校での取材から始まり、
税理士になりたての頃に「恋のから騒ぎ」その後テレビ東京での確定申告特集
その他ラジオ番組出演、日経MJ新聞、サンデー毎日、ゆほびか、ダイヤモンド社、
現在月刊税理で「税理士さんのカウンセリング室」にて連載中。
○　出版　現在まで26冊出版（広告費0円、すべて商業出版）
○　社会貢献活動：朗読劇参加

税理士としての18年

立教大学

☆最初の10年間

独立した年は、人生でいろいろあった年でした。

〇とにかく必死で仕事をしていました。

依頼のあった仕事はほとんど引き受け、平日夜、土日問わず働いていました。

起業間もない会社、上場目指す会社、あるいは破産会社等会社のゆりかこから墓場までを見てきました。

原稿執筆、出版、講演活動なども積極的に展開。人脈ゼロから作り上げてきました。

↓

〇多くの経営者を裏舞台からみていて、いろんな気づきが出てきました。

↓

税理士の仕事は税法や会計等の専門知識、客観性、論理性、冷静な分析などが強く要求される世界。しかし同じように社長さんはみんな左脳を使っているはず、なのにうまくいく社長さんもいれば、うまくいかない社長さんもいる。うまくいったと思っていたら一瞬のうちに奈落の底に落ちていった社長さんもいる。これはなぜなんだろう？と疑問に思ってきました。

その理由は、どうやら「目に見えないもの」、心にあったと気づいてきました。

税理士としての18年

立教大学

その後の8年間の活動

〇心理学を勉強を開始→幸福学や量子力学の世界へも踏み込んでいます。

取得した資格

・心理カウンセラー

・催眠療法士（心理学）

・5Cコンサルタント（世界で一番働きたい会社作りの支援）

愛と絆の微笑女税理士　誕生！

↓

〇もっと「学び」を楽しくするにはどうしたらいいか？

税金や会社経営をエンターテインメント化してみよう！

税金のオリジナルソング、寸劇など

私の信条：愛と絆

愛と絆を会社経営に活かす会社をたくさん作っていきたい。

愛と絆の会社とは・・・
社長も社員も取引先も、そして日本、世界が
笑顔で幸せになる会社

- 統計資料からみる
  租税収入・法人税収入・税務調査等

租税収入・法人税収入

立教大学

国の収入　96.7兆円
そのうち、租税及び印紙収入は57.6兆円（59.6%）

租税及び印紙収入のうち、法人税は12.2兆円（21.2%）

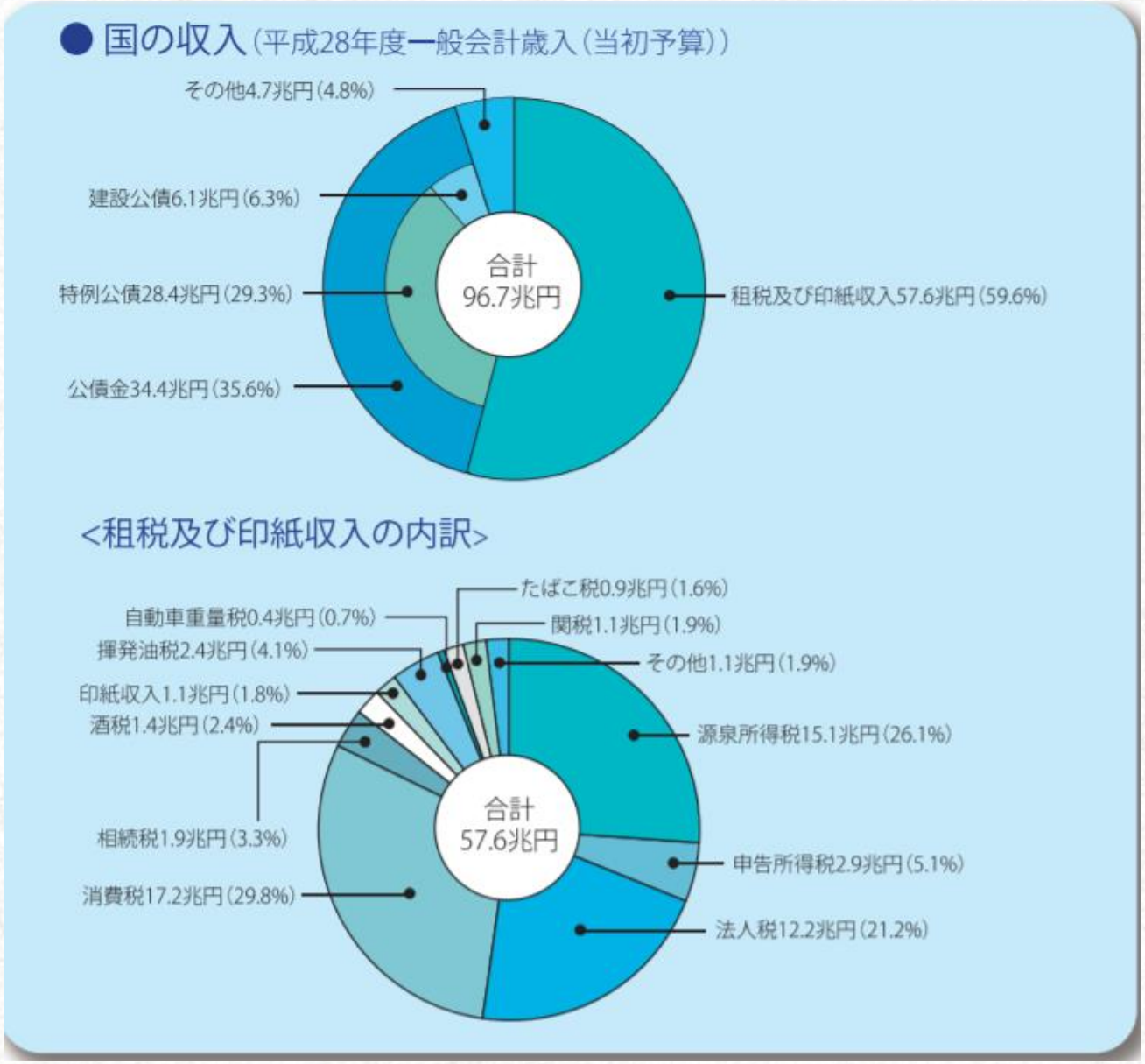

◆統計資料からみる税務調査
＜平成27年度における法人税の申告事績の概要（H28年９月発表）＞

～国税庁サイト～

立教大学

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について、平成28年7月末までに申告があったものを集計

・平成27年度における法人税の申告件数は282万5千件。申告所得金額の総額は61兆5,361億円、申告税額の総額は11兆3,844億円と前年度に比べ、それぞれ3兆928億円（5.3%）、2,150億円（1.9%）増加し、6年連続の増加、申告所得金額の総額は過去最高。

- 法人税の申告件数等の状況

○ 法人税の申告件数等の状況

項目＼年度等	26	27		
	件数等	件数等	増減	前年対比
申告件数	千件 2,794	千件 2,825	千件 30	% 101.1
申告所得金額	億円 584,433	億円 615,361	億円 30,928	% 105.3
申告税額	億円 111,694	億円 113,844	億円 2,150	% 101.9

黒字申告割合

※国税庁サイトより

立教大学

・黒字申告割合は３２．１％と、前年度に比べ１．５ポイント増加し、５年連続の上昇

○　黒字申告割合等の状況

項目＼年度等	26	27	
	件数等	件数等	前年対比
申告件数	千件 2,794	千件 2,825	% 101.1
黒字申告件数	千件 856	千件 907	% 105.9
黒字申告割合	% 30.6	% 32.1	ポイント 1.5

＜平成27事務年度における法人税･法人消費税の調査事績の概要＞

立教大学

※国税庁サイトより

・平成27事務年度においては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人９万４千件について実地調査を実施（3.3%が調査）。

・このうち、法人税の非違があった法人は6万9千件、**約７３%が非違**

・調査1件あたりの申告漏れ所得金額は、8,884千円

○　法人税の実地調査の状況

項目＼事務年度等	26	27	前年対比
実地調査件数	千件 95	千件 94	% 98.4
非違があった件数	千件 70	千件 69	% 99.1
うち不正計算があった件数	千件 19	千件 18	% 99.6
申告漏れ所得金額	億円 8,232	億円 8,312	% 101.0
うち不正所得金額	億円 2,547	億円 2,374	% 93.2
調査による追徴税額	億円 1,707	億円 1,592	% 93.3
調査1件当たりの申告漏れ所得金額	千円 8,655	千円 8,884	% 102.6
不正1件当たりの不正所得金額	千円 13,734	千円 12,845	% 93.5
調査1件当たりの追徴税額	千円 1,795	千円 1,702	% 94.8

（注）1　調査による追徴税額には加算税が含まれています。
　　2　平成27事務年度の調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

◆　法人税の各国比較

法人税率の推移

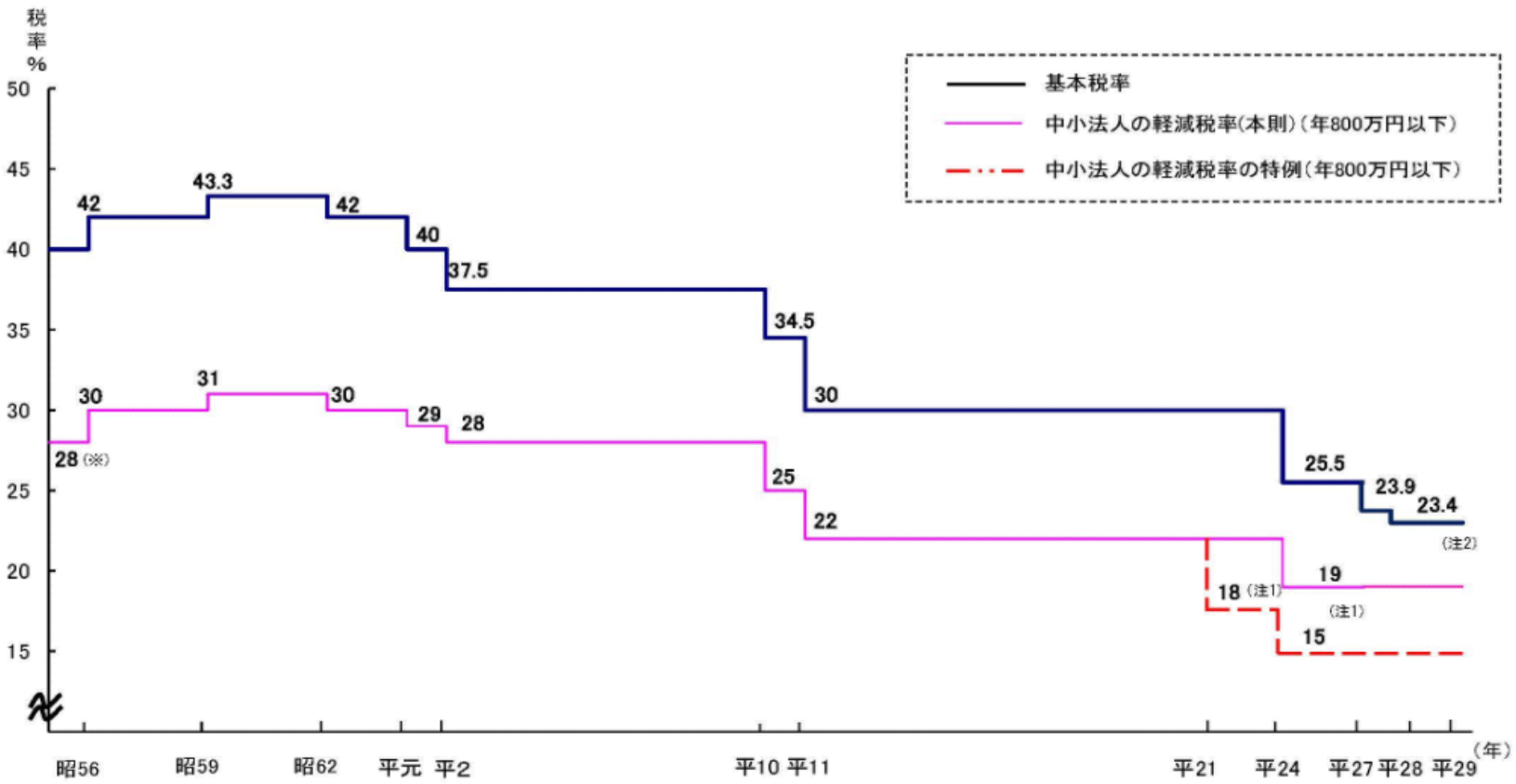

(注1) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から平成29年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

(注2) 基本税率について、平成30年4月1日以後開始する事業年度は23.2%。

(※) 昭和56年4月1日前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

財務省資料より

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/082.htm

法人実効税率の国際比較

立教大学

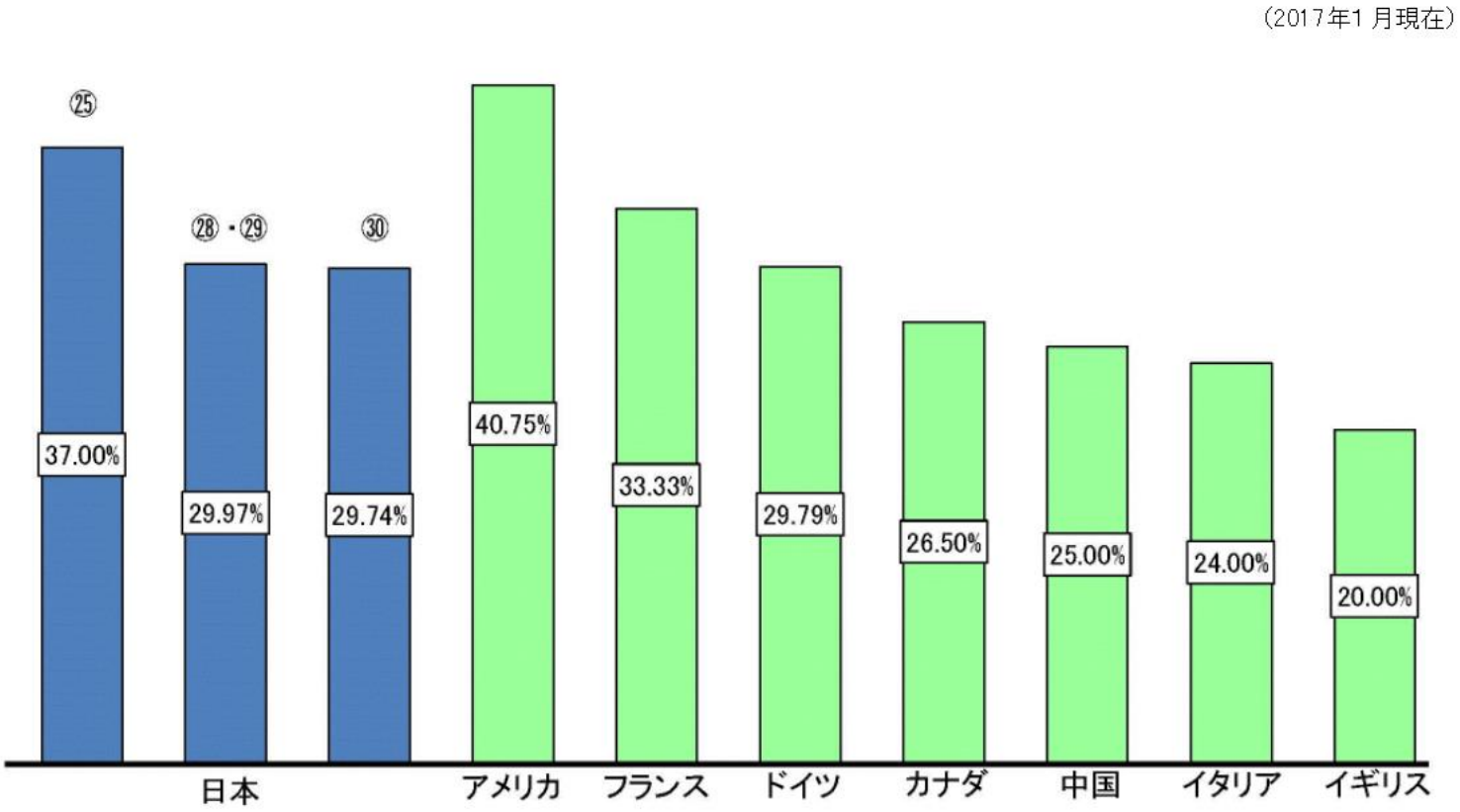

※実効税率とは、法人の実質的な税負担率のこと。
法人税、住民税および事業税等税率を合計したものとなります。

財務省資料より
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm

立教大学

順位	国名	2017年	注
1	米国	38.91	
2	フランス	34.43	
3	ベルギー	33.99	
4	ドイツ	30.18	
5	メキシコ	30.00	
5	オーストラリア	30.00	
7	日本	29.97	
8	ポルトガル	29.50	
9	ギリシャ	29.00	
10	ニュージーランド	28.00	
11	イタリア	27.81	
12	ルクセンブルク	27.08	
13	カナダ	26.70	
14	オランダ	25.00	
14	チリ	25.00	
14	オーストリア	25.00	
14	スペイン	25.00	
18	韓国	24.20	
19	ノルウェー	24.00	
19	イスラエル	24.00	
21	デンマーク	22.00	
21	スウェーデン	22.00	
23	スイス	21.15	
24	スロバキア	21.00	
25	トルコ	20.00	
25	エストニア	20.00	
25	フィンランド	20.00	
25	アイスランド	20.00	
29	ポーランド	19.00	
29	スロベニア	19.00	
29	チェコ	19.00	
29	イギリス	19.00	
33	ラトビア	15.00	
34	アイルランド	12.50	
35	ハンガリー	9.00	

典・参照：
ECD（Organisation for Economic Co-operation and Development

引用サイト：**グローバルノート - 国際統計・国別統計専門サイト**
https://www.globalnote.jp/post-12159.html

◆法人税の計算の仕方

日々の経理から申告書の提出、その後まで

立教大学

①日々の経理
↓
②決算調整
↓
③決算の確定・・・・・・・・・・・・・・・・・（会計ソフト）
↓
④課税所得の計算をします。・・・・・・・・・（申告書ソフト）別表
（会計上の利益≠課税所得金額）
　売上、経費（費用）、益金、損金
※損金不算入、益金算入、益金不算入、損金算入
↓
⑤税額の計算
（法人税、法人住民税、法人事業税）
（消費税）
↓
⑥申告書の提出・納税
↓
↓
⑦税務調査　　※どこをどうお手伝いするかは会社と税理士の契約による

◆税務調査

税務調査の流れ

立教大学

＜始まり＞

税務調査が多い時期：税務署は７月に人事異動、年始は確定申告で忙しい

そのため、確定申告の終わった３-５月、8-12月が多い時期となります。

＜事前に通知される事項がH23年の税務調査改正により明文化＞

・事前通知事項

1　実地調査を行う旨
2　調査の日時、場所、目的、税目、期間、帳簿書類
3　調査の対象者である納税者の氏名及び住所等
4　調査を行う税務職員の氏名及び所轄税務署
5　調査開始の日時　等

立教大学

<いよいよ調査>

小さな会社であれば、税務署の調査官は1人or2人。日数も2日程度
朝10時~16時まで。12-13時はお昼（食事提供は受けない）

<見る書類>

総勘定元帳、契約書、請求書、領収書など
売上計上漏れ・期ズレ、経費の過大計上・架空経費（人件費、外注費）等

<誤りの指摘、交渉など>

調査官独断で決定はしない。

<終わり>

1日目、2日目の終わりのほうで、いくつか問題点を指摘され、話し合いを行う。
その後で解決がつかない時は税務署に持ち帰り、上司の意見を聞いたあと再び交渉し、今後どうするかを決める。
交渉の結果、納税者側に異議がなければ修正申告をするというのが一般的。

内容に納得できない場合は修正申告せずに税務署に更正させるケースもある。
納税者が納得がいかない場合は国税不服審判所、裁判への道がある。

税務調査でココが違うと指摘されるとどうなるのか？

立教大学

・違っている部分を訂正する

→修正申告・更正

→様々なペナルティとしての税金が本来の税金のほかにかかる

「延滞税・過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税・重加算税」等

立教大学

◆税金のペナルティ

延滞税	納期限までに納めないとかかる税金。納期限の翌日から～2ヵ月後まで：「4.3%（平成24年中）」納期限から2ヶ月超～：「14.6%」
過少申告加算税	納期限内に税金を納めたが、税務調査などによって税務署から過少申告（納めた税額が少なかったこと）を指摘されて修正申告、または更正処分を受けたときに課される「追加納付税額（増加した税額）×10%＝過少申告加算税」。 また追加納付税額が期限内申告税額（当初納付した税額）、または50万円のいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分についてさらに5%が課せられます。
無申告加算税	正当な理由なく申告期限内に申告書を提出せず、（申告期限後に自主的に申告書を提出した場合を含む）決定処分を受けたときに課される 更正等を予知してなされた場合（税務調査を受けたなど） ・納付税額が50万円以下：「納付税額×15%」、・納付税額が50万円超：「納付税額×20%」 ■更正等を予知せず期限後に申告した場合（税務調査などを受けず自主的に期限後、申告した場合） ・「納付税額×5%」

不納付加算税	正当な理由なく源泉徴収等により納付すべき税額（国税）を納期限までに納付しなかったときに課せられる ■更正等を予知してなされた場合（税務調査を受けたなど） ・「不納付税額×10%」 ■更正等を予知せず期限後に申告した場合（税務調査などを受けず自主的に納付した場合） ・「不納付税額×5%」

重加算税	過少申告加算税、不納付加算税、無申告加算税が課される場合、その事実を隠蔽（売り上げの一部を隠すなどの行為）、または仮装（架空仕入れなどによって税務署を欺く行為）して申告した場合に、過少申告加算税、不納付加算税、無申告加算税に代えて課せられるのが、「重加算税」です（併課されるわけではありません）。重加算税には以下の通りの税率が課せられます。 ■更正等を予知してなされた場合（税務調査を受けたなど） ・過少申告加算税、不納付加算税の隠蔽、仮装：「追加納付税額（源泉徴収して納付すべき税額）×35%」 ・無申告加算税の隠蔽、仮装：「追加納付税額×40%」

重加算税は、あくまでもその事実を隠ぺい・仮装した場合で、単純なミスについてかけるものではない。

例：経理担当者のミスには重加算税はかけられない。

例：売り上げを少なくするために会社の売上の一部を個人の口座に入金させていたなど。単純なミスに重加算をかけられそうになった場合には交渉すること。

◆　税理士は見た！成功する社長と失敗する社長はここが違う

内容は講義にてお話します(^^♪

以上で今日の講義はおしまいです！

○愛と絆劇団　劇団員募集

○ミュージックビデオ制作・編集者募集

メールアドレス
tominaga@eri-tominaga.com

ホームページ
http://www.eri-tominaga.com/

フェイスブック
http://www.facebook.com/zeirishieri

ご清聴ありがとうございました！